

改正案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）、認定基幹放送事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる認定基幹放送事業者に委託して実施することを約した複数の認定基幹放送事業者）を含む。以下同じ。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、都道府県の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県に委託して実施することを約した複数の都道府県をいう。以下同じ。）、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、都道府県及び市町村の連携主体、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域の拡大等を図ること、放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること、中間周波数の漏洩により他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備を改修することで適正な受信環境の整備を図ること及び大規模災害の発生時においても現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（以下「地上基幹放送等」という。）に関する耐災害性強化を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づく電気通信事業者をいう。以下同じ。）、認定基幹放送事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる認定基幹放送事業者に委託して実施することを約した複数の認定基幹放送事業者）を含む。以下同じ。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、都道府県の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる都道府県に委託して実施することを約した複数の都道府県をいう。以下同じ。）、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（以下「第三セクター法人」という。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる2以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、ラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ること、中間周波数の漏洩により他の無線通信に障害を与えるおそれのある衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備を改修することで適正な受信環境の整備を図ること及び大規模災害の発生時においても現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（以下「地上基幹放送等」という。）に関する耐災害性強化を図ることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 高度無線環境整備推進事業</p> <p>(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。</p> <p>① 伝送用専用線設備整備助成事業 電気通信事業者(②に掲げる者を除く。)が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの</p> <p>② 伝送用専用線設備整備事業 都道府県、市町村(本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。)又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの</p> <p>(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項により激甚災害として指定された災害、又は暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 無線システム普及支援事業 次に掲げる事業をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 高度無線環境整備推進事業</p> <p>(ア) 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消を図るため、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の整備をすることを目的とする、次に掲げる事業をいう。</p> <p>① 伝送用専用線設備整備助成事業 電気通信事業者(②に掲げる者を除く。)が伝送用専用線設備の整備を行う事業に対して、別表第1に掲げる経費を助成する事業であって、一般社団法人等が行うもの</p> <p>② 伝送用専用線設備整備事業 都道府県、市町村(本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。)又は第三セクター法人が整備主体となって直接伝送用専用線設備の整備を行うもの</p> <p>(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項により激甚災害として指定された災害等(以下「激甚災害」という。)により被害を受けた、</p>

現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものにより被害を受けた、大臣が別に定める総務省所管の事業によって都道府県、市町村、第三セクター法人又は共聴組合が整備した設備等を復旧することを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備復旧事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備が被害を受けた場合に、当該伝送用専用線設備を復旧する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの

② 共聴施設復旧事業

有線共聴施設又は無線共聴施設が被害を受けた場合に、当該有線共聴施設又は無線共聴施設を復旧する事業であって、市町村又は共聴組合（市町村が補助をする場合に限る。）が行うもの

（ウ）離島伝送用専用線設備維持管理事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を維持管理する事業であって、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）に整備された伝送用専用線設備を保有する都道府県、市町村（本事業において、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行うもの。

ク（略）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、次の各号に掲げる事業を実施する場合における補助対象経費については、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合 同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額

二 離島伝送用専用線設備維持管理事業を行う場合 補助金の交付を受けようとする会計年度に同事業の実施に伴う施設貸付料、保険金その他の収入があるときは、同事業について別表第2に掲げる経費の総額から当該収入の総額を差し引いた額

2～4（略）

（交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額
電波遮へい対策事業	(略)

大臣が別に定める総務省所管の事業によって市町村、第三セクター法人又は共聴組合が整備した設備等を復旧することを目的とする、次に掲げる事業をいう。

① 伝送用専用線設備復旧事業

電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において、当該無線通信の業務の用に供する無線局の開設に必要な伝送用専用線設備が被害を受けた場合に、当該伝送用専用線設備を復旧する事業であって、都道府県、市町村又は第三セクター法人が行うもの

② 共聴施設復旧事業

有線共聴施設又は無線共聴施設が被害を受けた場合に、当該有線共聴施設又は無線共聴施設を復旧する事業であって、市町村又は共聴組合（市町村が補助をする場合に限る。）が行うもの

（新規）

ク（略）

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）及び中間周波数漏洩対策事業費補助事業に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第2に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては6倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあつては5分の6）に相当する額を補助対象経費とする。

2～4（略）

（交付額）

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業にあつては、無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

区分	額
電波遮へい対策事業	(略)

無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(略)	(略)	無線システム普及支援事業	携帯電話等エリア整備事業	(略)	(略)		
	地上デジタル放送送信環境整備事業	(略)	(略)		地上デジタル放送送信環境整備事業	(略)	(略)		
	民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)	(略)		民放ラジオ難聴解消支援事業	(略)	(略)		
	公衆無線LAN環境整備支援事業	(略)	(略)		公衆無線LAN環境整備支援事業	(略)	(略)		
	中間周波数漏洩対策事業費補助事業	(略)	(略)		中間周波数漏洩対策事業費補助事業	(略)	(略)		
	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	(略)		(略)	高度無線環境整備推進事業	伝送用専用線設備整備助成事業	(略)	(略)
		伝送用専用線設備整備事業	(略)		(略)		伝送用専用線設備整備事業	(略)	(略)
		伝送用専用線設備復旧事業	(略)		(略)		伝送用専用線設備復旧事業	(略)	(略)
共聴施設復旧事業		補助対象経費の2分の1に相当する額。	(略)	共聴施設復旧事業	補助対象経費の2分の1に相当する額。		(略)		
	<u>離島伝送用専用線設備維持管理事業</u>	<u>補助対象経費の2分の1に相当する額</u>			<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>			
地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	(略)	(略)	地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	(略)	(略)	(略)			

2 (略) 2 (略)

第6条～第12条 (略) 第6条～第12条 (略)

(実績報告) (実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第15号の2、様式第15号の3又は様式第15号の4による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第10号の2、様式第11号、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第15号の2 又は様式第15号の3による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

2～3 (略) 2～3 (略)

第14条～第21条の2 (略) 第14条～第21条の2 (略)

第21条の3 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項及び第4項の規定に基づく変更等の申請、第11条の規定に基づく事故の報告、第12条第1項及び第2項の規定に基づく状況報告、第13条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第15条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第19条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第19条の2第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第20条第1項の規定に基づく財産の処分の届出、同条第2項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出、同条第3項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出書に関する報告、第20条の2第1項の基づく財産の処分による収入の納付（以下「交付申請等」という。）又は第20条の3第1項に基づく事後検証に関する報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

第21条の3 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条第2項の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項及び第4項の規定に基づく変更等の申請、第11条の規定に基づく事故の報告、第12条第1項及び第2項の規定に基づく状況報告、第13条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第15条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第19条第2項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第19条の2第1項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第20条第1項の規定に基づく財産の処分の届出、同条第2項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出、同条第3項の規定に基づく財産の処分の包括承認届出書に関する報告、第20条の2第1項の基づく財産の処分による収入の納付（以下「交付申請等」という。）又は第20条の3第1項に基づく事後検証に関する報告については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請等の場合において、第21条中「正本1通に副本1通（辺地共聴施設整備事業にあっては正本1通）を添えて」とあるのは、「1通を」と読み替えるものとする。

第21条の4 大臣は、前条第1項の規定により行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第10条第3項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく要求、第14条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基

第21条の4 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第7条第1項の規定に基づく通知、第10条第3項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく指示、第12条第1項の規定に基づく要求、第14条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納

づく納付命令（第16条第4項及び第17条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第16条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第17条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第2項の規定に基づく承認若しくは指示、第19条の2第1項の規定に基づく承認、第20条の2第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、補助事業者が電子情報処理組織を使用する方法による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合には、当該方法により通知等を行うことができる。

第22条、第23条（略）

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～7（略）

8 専ら原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域（以下、「避難指示区域」という。）に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域（福島県に限る。）に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする（平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。）。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
様式第15号	総務大臣 殿	総務大臣 殿（注1）
	氏名（注1）	氏名（注2）
	災害救助法適用地域に係る （注1）法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」	福島原発避難区域等に係る （注1）デジタル受信相談・対策 事業の場合は、東北総合通信局長 を記載すること。
	2 事業の実施状況（注2） （注2）補助金申請書	2 事業の実施状況（注3） （注3）補助金申請書
(略)	(略)	(略)

(2)～(7)（略）

(8) 様式第15号の本文に次の注書きを加える。

（注2）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

9（略）

10 大臣は、離島伝送専用線設備維持管理事業については、令和3年度から令和5年度までに実施される補助事業に限り、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付することができるものとする。

- 附 則（平成18年10月4日総情上第206号）
- 附 則（平成19年4月1日総情上第57号）
- 附 則（平成20年5月30日総情上第84号）
- 附 則（平成20年10月16日総情上第39号）
- 附 則（平成20年12月1日総基移第401号）
- 附 則（平成21年2月18日総情上第40号）
- 附 則（平成21年5月12日総情上第114号）
- 附 則（平成21年6月10日総情上第140号）
- 附 則（平成21年12月28日総情上第305号）

付命令（第16条第4項及び第17条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第16条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第17条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第2項の規定に基づく承認若しくは指示、第19条の2第1項の規定に基づく承認、第20条の2第2項の規定に基づく返還命令又は同条第3項の規定に基づく納付命令（以下「通知等」という。）については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

第22条、第23条（略）

附 則（平成17年11月25日総基移第380号）

1～7（略）

8 専ら原子力災害対策特別措置法に基づく東日本大震災に伴う避難の勧告、指示又は退去命令を受けた区域（以下、「避難指示区域」という。）に居住していた者であって、平成27年4月1日以降に避難指示区域（福島県に限る。）に帰還する者に係る補助事業の本要綱の適用については、次のとおりとする（平成27年3月31日時点で既に帰還済みであって、本項に規定する補助事業の適用を受けていない場合を含む。）。

(1) 次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
様式第15号	総務大臣 殿	総務大臣 殿（注1）
	氏名（注1）	氏名（注2）
	災害救助法適用地域に係る （注1）法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代 表 代表者 <u>印</u> 」	福島原発避難区域等に係る （注1）デジタル受信相談・対策 事業の場合は、東北総合通信局長 を記載すること。
	2 事業の実施状況（注2） （注2）補助金申請書	2 事業の実施状況（注3） （注3）補助金申請書
(略)	(略)	(略)

(2)～(7)（略）

(8) 様式第15号の本文に次の注書きを加える。

（注2）法人の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」

9（略）

（新規）

- 附 則（平成18年10月4日総情上第206号）
- 附 則（平成19年4月1日総情上第57号）
- 附 則（平成20年5月30日総情上第84号）
- 附 則（平成20年10月16日総情上第39号）
- 附 則（平成20年12月1日総基移第401号）
- 附 則（平成21年2月18日総情上第40号）
- 附 則（平成21年5月12日総情上第114号）
- 附 則（平成21年6月10日総情上第140号）
- 附 則（平成21年12月28日総情上第305号）

附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)
 附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)
 附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)
 附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)
 附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)
 附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)
 附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)
 附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)
 附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)
 附 則 (平成25年5月10日総情上第47号)
 附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)
 附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)
 附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)
 附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)
 附 則 (平成27年4月23日総情上第16号)
 附 則 (平成28年5月24日総情地第45号)
 附 則 (平成29年1月24日総情域第3号)
 附 則 (平成29年3月30日総基移第61号)
 附 則 (平成30年3月30日総基移第85号)
 附 則 (平成31年3月29日総基事第53号)
 附 則 (令和元年6月5日総情上第9号)
 附 則 (令和2年3月26日総基移第60号)
 附 則 (令和2年5月19日総基事第98号)
 附 則 (令和2年6月29日総基事第133号)
附 則 (令和3年2月1日総基事第23号)
この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月1日総情上第4号)
 附 則 (平成22年8月31日総情上第210号)
 附 則 (平成22年12月10日総情上第265号)
 附 則 (平成23年3月8日総情上第27号)
 附 則 (平成23年4月25日総情上第83号)
 附 則 (平成23年7月6日総情上第107号)
 附 則 (平成23年10月12日総情上第176号)
 附 則 (平成23年11月7日総情上第183号)
 附 則 (平成24年2月17日総情上第25号)
 附 則 (平成25年5月10日総情上第47号)
 附 則 (平成25年7月1日総基重第59号)
 附 則 (平成25年11月28日総基重第128号)
 附 則 (平成26年6月10日総情上第93号)
 附 則 (平成27年3月30日総基重第25号)
 附 則 (平成27年4月23日総情上第16号)
 附 則 (平成28年5月24日総情地第45号)
 附 則 (平成29年1月24日総情域第3号)
 附 則 (平成29年3月30日総基移第61号)
 附 則 (平成30年3月30日総基移第85号)
 附 則 (平成31年3月29日総基事第53号)
 附 則 (令和元年6月5日総情上第9号)
 附 則 (令和2年3月26日総基移第60号)
 附 則 (令和2年5月19日総基事第98号)
 附 則 (令和2年6月29日総基事第133号)
(新規)

別表第1 (略)

別表第1 (略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～11 (略)	(略)	(略)
<u>12 無線システム普及支援事業(離島伝送用専用線設備維持管理事業に限る。)</u>	<u>運用経費</u>	<u>補助金の交付を受けようとする会計年度の離島伝送用専用線設備維持管理事業の実施に必要な保守料、施設利用料、土地賃借料、保険料、修繕費その他の経費</u>
13 無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に限る。)	(略)	(略)

別表第2

事業の区分	経費区分	内容
1～11 (略)	(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
12 無線システム普及支援事業(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業に限る。)	(略)	(略)

別表第3 (略)

別表第3 (略)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

様式第1号 (第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2) 印

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者」

地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長」

法人の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者」

と記載すること。

記

1・2 (略)

3 補助事業の概要

別紙1 第1～16 (略)

別紙1 第17(離島伝送専用線設備維持管理事業の場合)

別紙1 第18(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の場合)

[4・5 (略)] (注4)
(注4) (略)

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書 (離島伝送専用線設備維持管理事業の場合にあっては、対象事業の収支赤字見込額計算書及びその算定方法を具体的に記載した資料)

(2) 別紙2 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、中間周波数漏洩対策事業費補助事業、伝送専用線設備整備助成事業、離島伝送専用線設備維持管理事業及び地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(工事を要しない場合)を除く。)

(3) 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書(電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)

無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備する施設が、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画(平成31年4月10日認定)の上積み整備(開設計画外)に該当する施設であることについての確約書(携帯電話等施設高度化事業の場合)

電波遮へい対策事業(鉄道トンネルを対象とするもの)のうち、交付申請の直近10か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を実施する場合は、当該鉄道事業者の財務状況について、交付申請の直近10か年度の状態を確認できるもの

電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)については、対象とする医療機関による

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 **印**」

地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長 **印**」

法人の連携主体にあっては、

「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 **印**」

と記載すること。

記

1・2 (略)

3 補助事業の概要

別紙1 第1～16 (略)

(新規)

別紙1 第17(地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の場合)

[4・5 (略)] (注4)
(注4) (略)

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 別紙2 工事概要書(携帯電話等エリア整備事業(賃借費)、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、受信機器購入等対策事業費補助事業、中間周波数漏洩対策事業費補助事業、伝送専用線設備整備助成事業及び地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業(工事を要しない場合)を除く。)

(3) 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書(電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)

無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備する施設が、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画(平成31年4月10日認定)の上積み整備(開設計画外)に該当する施設であることについての確約書(携帯電話等施設高度化事業の場合)

電波遮へい対策事業(鉄道トンネルを対象とするもの)のうち、交付申請の直近10か年度の単体決算において継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線の対策を実施する場合は、当該鉄道事業者の財務状況について、交付申請の直近10か年度の状態を確認できるもの

電波遮へい対策事業(医療施設を対象とするもの)については、対象とする医療機関による

- ① 必要な対策の措置（医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等）について確認できるもの
 - ② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書
 - ③ 経費負担について確認できるもの
 - サービスエリアが該当する補足事項3（4）の各号に該当する地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（賃借費）及び携帯電話等施設高度化事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合）
 - 事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画（携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業）の場合）
 - 事業概要、整備対象地域、整備計画期間、無線局開設計画、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする光ファイバ整備計画及び無線局開設計画（高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備等復旧事業）の場合）
 - 目的・必要性、目標・効果、事業概要に関する事項を内容とする離島情報通信設備維持管理計画（離島伝送用専用線設備維持管理事業の場合）
 - 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）
 - 対策事業を都道府県、市町村又は法人の連携主体が行う者については、
 - ① 当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県、市町村又は法人が、当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注5）
 （注5）連携主体を構成するすべての都道府県、市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面
- (4) (略)

- ① 必要な対策の措置（医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等）について確認できるもの
 - ② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書
 - ③ 経費負担について確認できるもの
 - サービスエリアが該当する補足事項3（4）の各号に該当する地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業のうち、携帯電話等施設整備事業（賃借費）及び携帯電話等施設高度化事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業を除く。）の場合）
 - 事業概要、整備計画期間、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする整備計画（携帯電話等エリア整備事業（無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業）の場合）
 - 事業概要、整備対象地域、整備計画期間、無線局開設計画、予定する財源の内訳、整備計画の評価に関する事項を内容とする光ファイバ整備計画及び無線局開設計画（高度無線環境整備推進事業（伝送用専用線設備整備事業及び伝送用専用線設備等復旧事業）の場合）
 - （新規）
 - 都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）
 - 対策事業を都道府県、市町村又は法人の連携主体が行う者については、
 - ① 当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの
 - ② 本様式に従って交付申請書を提出する都道府県、市町村又は法人が、当該対策事業を行う都道府県、市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注5）
 （注5）連携主体を構成するすべての都道府県、市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面
- (4) (略)

別紙1
第1～第16 (略)

別紙1
第1～第16 (略)

第17

補助事業の概要

<u>都道府県名、市町村名、 代表者氏名（注1）</u>	
<u>施設の設置場所</u>	
<u>事業の目的 事業の概要</u>	
<u>収支確定予定日</u>	

(千円)

<u>国庫補助金申請額 （収支赤字見込額×補助率）</u>	<u>収支赤字見込額（注2）</u>
-----------------------------------	--------------------

（新規）

経費区分	運用経費			
備考（注3）				
<p><u>（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、</u> <u>「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表</u> <u>市町村長</u>」</p> <p><u>と記載すること。</u></p> <p><u>（注2）運用経費の総額から事業の実施に伴う収入の総額を差し引いた額とすること。</u></p> <p><u>（注3）事業を地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る高度無線環境整備推進補助金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う連携主体を構成する地方公共団体ごとの負担額を記載する。この場合において、適宜の方法により地方公共団体ごとの按分方法を示すこと。</u></p>				
第18 (略)	別紙2	工事概要書	対策事業を行う者の名称 代表者氏名	(注1)
<p>（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、</p> <p>「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p>「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>と記載すること。</p>				
1～7 (略)	様式第2号（第7条第1項関係）	番 年 月 日	法人の名称及び 殿 その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）	(注2)
<p style="text-align: center;">総務大臣 印（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適</p>				
第17 (略)	別紙2	工事概要書	対策事業を行う者の名称 代表者氏名	印（注1）
<p>（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、</p> <p>「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p>「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長 印」</p> <p>と記載すること。</p>				
1～7 (略)	様式第2号（第7条第1項関係）	番 年 月 日	法人の名称及び 殿 その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）	(注2)
<p style="text-align: center;">総務大臣 印（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書</p> <p>年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適</p>				

用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

(注1) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

なお、公印を省略する場合は、文書上部中央に「(公印・契印省略)」と記載する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13:公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14:中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15:伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16:伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備等復旧事業及び共聴施設復旧事業、別紙1の第17:離島伝送用専用線設備維持管理事業、別紙1の第18:地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)のとおりとする。

2~4 (略)

別紙1
第1~第16 (略)

第17

補助事業の概要

<u>都道府県名、市町村名、 代表者氏名(注1)</u>	
<u>施設の設置場所</u>	
<u>事業の目的 事業の概要</u>	

用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

(注1) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表
代表者 **印**」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
都道府県知事、市町村長 **印**」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表
代表者 **印**」

と記載すること。

(注2) 辺地共聴施設整備事業にあつては、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1(別紙1の第1:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業(施設・設備費等)、別紙1の第2:携帯電話等エリア整備事業(貸借費)、別紙1の第3:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4:辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換設備整備事業)、別紙1の第6:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業(デジアナ変換混信障害調査事業)、別紙1の第7:暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8:デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9:地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10:受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11:暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12:民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13:公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14:中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15:伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16:伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備等復旧事業及び共聴施設復旧事業、別紙1の第17:地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)のとおりとする。

2~4 (略)

別紙1
第1~第16 (略)

(新規)

<u>収支確定予定日</u>			
<u>(千円)</u>			
<u>国庫補助金申請額</u> <u>(収支赤字見込額×補助率)</u>		<u>収支赤字見込額 (注2)</u>	
<u>経費区分</u>	<u>運用経費</u>		
<u>備考 (注3)</u>			
<p><u>(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、</u> <u>「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表</u> <u>市町村長</u> <u>と記載すること。</u></p> <p><u>(注2) 運用経費の総額から事業の実施に伴う収入の総額を差し引いた額とすること。</u></p> <p><u>(注3) 事業を地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る高度無線環境整備推進補助金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う連携主体を構成する地方公共団体ごとの負担額を記載する。この場合において、適宜の方法により地方公共団体ごとの按分方法を示すこと。</u></p>			
<u>第18</u> (略)		<u>第17</u> (略)	
別紙2 (略)		別紙2 (略)	
様式第3号 (第8条第2項関係)		様式第3号 (第8条第2項関係)	
番 年 月 日		番 年 月 日	
総務大臣 殿 (注1)		総務大臣 殿 (注1)	
法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)		法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)	<u>印</u>
年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書		年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書	
<p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請 (年 月 日付け 第 号) を取り下げます。</p> <p>(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。</p> <p>(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつ</p>		<p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請 (年 月 日付け 第 号) を取り下げます。</p> <p>(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。</p> <p>(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつ</p>	

ては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

と記載すること。

記

(略)

様式第4号（第10条第1項関係）

番 年 月 日 号

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）
（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要
があるので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申
請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載す
ること。

（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつ
ては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

と記載すること。

記

1～6 (略)

別紙 (略)

ては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」

と記載すること。

記

(略)

様式第4号（第10条第1項関係）

番 年 月 日 号

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）
（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要
があるので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申
請します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載す
ること。

（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつ
ては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」

と記載すること。

記

1～6 (略)

別紙 (略)

様式第5号（第10条第3項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

なお、公印を省略する場合は、文書上部中央に「(公印・契印省略)」と記載する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備等復旧事業及び共聴施設復旧事業、別紙1の第17：離島伝送用専用線設備維持管理事業、別紙1の第18：地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）のとおりとする。

2～4 （略）

別紙1

様式第5号（第10条第3項関係）

番 号
年 月 日

法人の名称及び 殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第10条第4項の規定に基づき通知する。

（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 **印** 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 **印** 」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 **印** 」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、

- 変更承認申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙1（別紙1の第1：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙1の第2：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙1の第3：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙1の第4：辺地共聴施設整備事業、別紙1の第5：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙1の第6：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙1の第7：暫定的難視聴対策事業、別紙1の第8：デジタル受信相談・対策事業、別紙1の第9：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙1の第10：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙1の第11：暫定的放送設備運用事業、別紙1の第12：民放ラジオ難聴解消支援事業、別紙1の第13：公衆無線LAN環境整備支援事業、別紙1の第14：中間周波数漏洩対策事業費補助事業、別紙1の第15：伝送用専用線設備整備助成事業、別紙1の第16：伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備等復旧事業及び共聴施設復旧事業、別紙1の第17：地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）のとおりとする。

2～4 （略）

別紙1

第1～第16 (略)

第17

補助事業の概要

都道府県名、市町村名、 代表者氏名 (注1)	
施設の設置場所	
事業の目的 事業の概要	
収支確定予定日	

(千円)

国庫補助金申請額 (収支赤字見込額×補助率)		収支赤字見込額 (注2)
経費区分	運用経費	

備考 (注3)

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長」

と記載すること。

(注2) 運用経費の総額から事業の実施に伴う収入の総額を差し引いた額とすること。

(注3) 事業を地方公共団体の連携主体が行う場合は、本申請書に係る高度無線環境整備推進補助金申請額を除いた事業費についての、当該事業を行う連携主体を構成する地方公共団体ごとの負担額を記載する。この場合において、適宜の方法により地方公共団体ごとの按分方法を示すこと。

第18 (略)

別紙2 (略)

様式第6号 (第10条第4項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

第1～第16 (略)

第17 (新規)

第17 (略)

別紙2 (略)

様式第6号 (第10条第4項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

印

<p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したい ので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請しま す。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載 すること。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつて は、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したい ので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり申請しま す。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載 すること。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつて は、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p>
<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="padding-left: 40px;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、 下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告しま す。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載する こと。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p>	<p>様式第7号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="padding-left: 40px;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、 下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告しま す。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載する こと。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印」</p>

<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>様式第8号 (第12条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状 況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注4、 注5、注6、注7)</p> <p>(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載す ること。</p> <p>(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつて は、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>様式第8号 (第12条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>総務大臣 殿 (注1)</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状 況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。(注3、注 4、注5、注6、注7)</p> <p>(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載す ること。</p> <p>(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつて は、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ)代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 都道府県知事、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="text-align: center;">「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>様式第9号 (第12条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付 対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のと</p>	<p>様式第9号 (第12条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日 号</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付 対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のと</p>

おり報告します。

記

1～5 (略)

様式第10号 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事、市町村長 」

と記載すること。

記

1～6 (略)

様式第10号の2 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度

おり報告します。

記

1～5 (略)

様式第10号 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

(注2) 認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ) 代表
代表者 印 」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体 (〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
都道府県知事、市町村長 印 」

と記載すること。

記

1～6 (略)

様式第10号の2 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿 (注1)

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注2)

年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度

<p>における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>様式第11号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">無線通信事業者等の住所、名称及び その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>様式第11号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">無線通信事業者等の住所、名称及び 印 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6 (略)</p>
<p>様式第12号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>様式第12号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び 印 その代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了) しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 (略)</p>
<p>様式第13号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p>	<p>様式第13号 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p>

<p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>
<p>様式第14号（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>	<p>様式第14号（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 （略）</p>
<p>様式第15号（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名（注1）</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。 （注1）法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p>	<p>様式第15号（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名（注1） 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る） （災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 （廃止・完了せずに年度終了）しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。 （注1）法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印」</p>

<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>様式第15号の2 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名(注1)</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) 法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者」 と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>	<p>様式第15号の2 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称 及びその代表者の氏名(注1) 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了(廃止・完了せずに年度終了)しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) 法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」 と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>様式第15号の3 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1)</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了)しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長」 法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者」 と記載すること。</p>	<p>様式第15号の3 (第13条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及び その代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長(注1) 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等補助事業(年度終了)実績報告書</p> <p>年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る) (災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了 (廃止・完了せずに年度終了)しましたので、 年度における実績について、無線システム普及支援 事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。</p> <p>(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表 市町村長 印」 法人の連携主体にあつては、 「連携主体(〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇)代表 代表者 印」 と記載すること。</p>

記

- 1 (略)
- 2 事業の実施状況 (注2)

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名、 一般社団法人等名 代表者氏名 (注3)	
施設の設置場所 (注4)	
工事施工業者名 (注4)	
着工日	
完了日	

(注2) (略)

(注3) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者」

と記載すること。

(注4) (略)

- 3～6 (略)

様式第15号の4 (第13条第1項関係)

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長 (注1)

年度無線システム普及支援事業費等補助事業 (年度終了) 実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった (国庫債務負担行為に係る)
(災害救助法適用地域に係る) 年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了
(廃止・完了せずに年度終了) しましたので、年度における実績について、無線システム普及支援
事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(注1) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長」

と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

記

- 1 (略)
- 2 事業の実施状況 (注2)

都道府県名、市町村名、 第三セクター法人名、 一般社団法人等名 代表者氏名 (注3)	
施設の設置場所 (注4)	
工事施工業者名 (注4)	
着工日	
完了日	

(注2) (略)

(注3) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村) 代表
市町村長 印」
法人の連携主体にあつては、
「連携主体 (〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇) 代表
代表者 印」

と記載すること。

(注4) (略)

- 3～6 (略)

(新規)

区 分	交付決定年月日 補助金交付額	補助金交付 実績額
国庫補助金		

2 事業の実施状況 (注2)

都道府県名、市町村名、 代表者氏名 (注3)	
収支確定日	

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体(〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村)代表
市町村長」と記載すること。

3 事業の目的・概要

事業の目的 事業の概要	
----------------	--

4 事業収支総括表

	交付決定時見込額	実績額
収入額		
支出額		
収支差額		
補助対象経費(注4)		

(注4) 収支差額が黒字の場合は補助対象経費を0円とすること。

5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 _____ , _____ 千円
 補助金所要額 - 消費税仕入控除税額 = 補助金額

6 添付書類

- (1) 実績収支計算書
- (2) 実績収支計算書差異表
- (3) その他各収支項目の実績が確認できる資料(事業者等からの請求書又は同領収書の写し等)

様式第16号(第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその
代表者の氏名 殿

様式第16号(第14条第1項関係)

番 号
年 月 日

法人の名称及びその
代表者の氏名 殿

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、年 月 日までに返還を命じる。

（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。
なお、公印を省略する場合は、文書上部中央に「(公印・契印省略)」と記載する。

記

1～3 (略)

様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・及び〇〇テレビ）代表

若しくは都道府県知事又は市町村長（注1）

総務大臣 印（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第14条第2項の規定により、年 月 日までに返還を命じる。

（注1）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印」

地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
都道府県知事、市町村長 印」

法人の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表
代表者 印」

と記載すること。

（注2）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長とする。

記

1～3 (略)

様式第17号（第15条第2項関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿（注1）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名 印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）

年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・及び〇〇テレビ）代表

<p style="text-align: right;">代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、2 (略)</p>	<p style="text-align: right;">代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、2 (略)</p>
<p>様式第18号（第17条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度消費税額の額の確定に伴う報告書</p> <p>無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 （注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載 すること。 （注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>様式第18号（第17条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及びその 代表者の氏名 印 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: center;">年度消費税額の額の確定に伴う報告書</p> <p>無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 （注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載 すること。 （注2）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者 印」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 市町村長 印」</p> <p>法人の連携主体にあつては、 「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者 印」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>様式第19号（第19条、第19条の2、第20条第1項、第20条の2関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及びその</p>	<p>様式第19号（第19条、第19条の2、第20条第1項、第20条の2関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注1）</p> <p style="text-align: center;">法人の住所、名称及びその</p>

<p style="text-align: center;">代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: right;">申請 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p>	<p style="text-align: center;">代表者の氏名 若しくは都道府県知事又は市町村長（注2）</p> <p style="text-align: right;">申請 年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認届出書</p> <p>年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。</p> <p>（注1）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。</p> <p>（注2）認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表 代表者」</p> <p>地方公共団体の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇県、〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表 都道府県知事、市町村長」</p> <p>法人の連携主体にあつては、</p> <p style="padding-left: 40px;">「連携主体（〇〇株式会社、株式会社〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者」</p> <p>と記載すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～6（略）</p>
<p>様式第20号（第20条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名</p> <p style="text-align: center;">無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書</p> <p>無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3（略）</p>	<p>様式第20号（第20条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名</p> <p style="text-align: center;">無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書</p> <p>無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分の包括承認を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3（略）</p>
<p>様式第21号（第20条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p>様式第21号（第20条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

<p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等に係る包括承認届出書に関する報告書</p> <p>無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書（ 年 月 日付け 第 号）に基づく 年度の処分について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>	<p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等に係る包括承認届出書に関する報告書</p> <p>無線システム普及支援事業費等に係る取得財産等の処分に関する包括承認届出書（ 年 月 日付け 第 号）に基づく 年度の処分について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p>
<p>様式第22号（第20条の3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等に係る事後検証に関する報告書</p> <p>無線システム普及支援事業等により取得した施設に関して、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、2 (略)</p>	<p>様式第22号（第20条の3関係）</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事の氏名 印</p> <p style="text-align: center;">年度無線システム普及支援事業費等に係る事後検証に関する報告書</p> <p>無線システム普及支援事業等により取得した施設に関して、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】</p> <p style="text-align: right;">平成20年5月30日</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付対象施設等について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業及び高度無線環境整備推進事業 <u>（離島伝送用専用線設備維持管理事業を除く。）</u> は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県（携帯電話等エリア整備事業については、無線通信用施設及び設備を設置する事業及び無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。）又は市町村において事業を行うものに限る。</p> <p>① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）</p> <p>② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）</p>	<p style="text-align: center;">無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】</p> <p style="text-align: right;">平成20年5月30日</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 交付対象施設等について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業及び高度無線環境整備推進事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県（携帯電話等エリア整備事業については、無線通信用施設及び設備を設置する事業及び無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。）又は市町村において事業を行うものに限る。</p> <p>① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）</p> <p>② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）</p>

- ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
- ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
- ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
- ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
- ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

(5)～(11) (略)

(12) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付要綱第3条(2)キ(イ)「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。
- ② 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
- ③ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体に対し、必要な助言をすることができる。
- ④ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。
- ⑤ 離島伝送用専用線設備維持管理事業において、補助対象とする離島に整備された伝送用専用線設備は、離島内の伝送用専用線設備及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備（これらの伝送用専用線設備と一体として整備された附属設備並びに当該伝送用専用線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）とする。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
 - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
 - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴

- ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
- ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
- ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
- ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
- ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

(5)～(11) (略)

(12) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付要綱第3条(2)キ(イ)「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。
- ② 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。
- ③ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を補助事業者においては大臣に、間接補助事業者又はその連携主体は一般社団法人等に提出するものとする。また、一般社団法人等は受領した報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、一般社団法人等に対し、必要な助言をすることができる。
- ④ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。
(新規)

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
 - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
 - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴

<p>う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合</p> <p>オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合</p> <p>カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合</p> <p>キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合</p> <p>ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備を追加又は交換する場合</p> <p>ケ 暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者は無償で譲渡する場合</p> <p>コ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者及び間接補助事業者が設置した施設・設備の一部を、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消などのため、当該事業者以外の者に利用させる場合</p> <p><u>サ 高度無線環境整備推進事業のうち伝送用専用線設備復旧事業により補助事業者が復旧した施設又は設備の一部又は全部を、当該補助事業者たる地方公共団体の維持管理等に係る人的及び財政的負担の軽減を図ることを目的として、民間の電気通信事業者は無償で譲渡する場合（当初の整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の維持管理が見込まれるものに限る。）</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 交付要綱第21条の3第1項で定める「適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるもの」とは、令和2年総務省告示第31号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2及び第26条の3の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示）をいう。</u></p>	<p>う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合</p> <p>エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合</p> <p>オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合</p> <p>カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合</p> <p>キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合</p> <p>ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備を追加又は交換する場合</p> <p>ケ 暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者は無償で譲渡する場合</p> <p>コ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者及び間接補助事業者が設置した施設・設備の一部を、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消などのため、当該事業者以外の者に利用させる場合</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>
<p>別紙 (略)</p>	<p>別紙 (略)</p>